

# 新カシマサッカースタジアム基本計画策定支援業務委託の公募に関する説明書

令和8年4月24日に公告した標記業務委託に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

## 1 調達に付する事項

### (1) 委託業務名

新カシマサッカースタジアム基本計画策定支援業務委託

### (2) 委託業務の目的

茨城県立カシマサッカースタジアム（以下、「スタジアム」という。）は、建設から30年以上が経過し、施設の老朽化や塩害等の影響により、安全性の確保や維持管理コストの増大が課題となっている。

これまで、県、株式会社鹿島アントラーズ・エフ・シー（以下、「鹿島アントラーズ」という。）、鹿嶋市などが連携し、新スタジアム建設に向けた議論を進めてきた結果、県が主導し、官民連携によるスタジアム整備を目指す方針を公表した。

本業務では、官民連携によるスタジアム整備の実現に向け、具体的な整備内容や官民の役割分担、管理・運営手法等を総合的に検討し、「新カシマサッカースタジアム基本計画（案）」を作成することを目的とする。

### (3) 委託業務の内容

別添「新カシマサッカースタジアム基本計画策定支援業務委託仕様書」のとおり。

### (4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月5日まで

### (5) 見積限度額

48,147,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

## 2 契約の方法

### (1) 契約方法

随意契約

### (2) 契約の相手方の候補の選定

公募によりプロポーザルを募集し、その内容を審査して優秀な提案者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（公募型プロポーザル方式）による。

## 3 参加者の資格要件

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下の全ての資格要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 国税または地方税を滞納していない者であること。
- (5) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第2条第1号から同条第3号の規定に該当する者でないこと。
- (7) 地方公共団体が発注する業務で、日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）から2026特別シーズンに係るJ1クラブライセンスを交付されているチームが使用又は使用予定のスタジアムの新設又は改修に係る調査業務又は計画策定業務に過去10年度（平成28年度～令和7年度）以内において元請として参画し、全てを誠実に履行した実績を有する者であること。

(8) 本業務従事者の中に、本業務を遂行するための十分な能力と実務経験を持ち、以下の条件のいずれかを満たす者を選任するものとする。

- ・一級建築士
- ・技術士（部門：建設部門（選択科目：都市及び地方計画））

#### 4 業務委託者の選定

##### (1) 選定方法及び結果の通知

担当部局内に設置した審査委員会において、下記（2）の評価基準により、企画提案書及びプレゼンテーションにて審査を行う。プレゼンテーションは令和8年5月21日（木）に実施予定であり、詳細については企画提案書等を提出した事業者に対し別途連絡する。

採否については、決定後速やかに通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

##### (2) 企画提案内容を特定するための評価項目

評価項目		配点	評価基準
業務 実施 体制	会社概要	5点	・本業務を遂行するために必要な企業規模および組織体制を有しており、経営の健全性が確保されているか。
	会社実績	10点	・3参加者の資格要件（7）に示す、同種実績及び類似実績※を有しているか。
	従事者の経験等	5点	・3参加者の資格要件（7）に示す、同種実績及び類似実績※を有しているか。
	見積書の妥当性	5点	・見積り金額およびその内訳が、仕様書及び企画提案内容に即して適切に積算されているか。 ・業務内容・体制・工数との整合性が確保されており、過不足のない合理的な金額設定となっているか。
業務 実施 計画	工程の妥当性・ 実現可能性	20点	・業務全体の工程が委託期間内に適切に設定されており、仕様書に示された各業務内容を確実に実施できる計画となっているか。 ・各業務の実施時期や相互の関係性が整理されており、業務の実現可能性が高い計画であるか。
業務 実施 方針 ・ 提案 内容	仕様書に対する 理解度・網羅性	20点	・仕様書に記載された業務内容およびその背景・目的を十分に理解した上で、すべての業務項目についての的確な提案がなされているか。 ・単なる列挙にとどまらず、業務間の関係性や重点事項を踏まえた提案内容となっているか。
	実施手法 の妥当性	20点	・業務を遂行するための実施体制、役割分担および実施手法が明確に示されており、本業務の内容・規模に照らして妥当なものとなっているか。 ・関係者との協議・調整を円滑に進めるための配慮がなされているか。
	独自性	15点	・独自のノウハウや経験を生かした創意工夫や追加提案がなされているか。
	合計	100点	

※「類似実績」とは、日本国内におけるプロスポーツチームの本拠地となるスタジアム・アリーナの新設又は改修に係る調査業務又は計画策定業務とする。

### (3) 業務委託の方法

茨城県は上記に基づき選定した事業者から再度見積書を徴し、見積金額が茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第146条の規定に基づき作成する予定価格の制限の範囲内であった場合において、茨城県コンサルタント業務執行規則（平成8年茨城県規則第19号）に基づき契約を締結する。なお、採用案を必要に応じ修正する場合がある。

※契約締結に際して、茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第474号）に基づく入札参加資格（建築関係建設コンサルタント業務）を有していない者については、当該入札参加資格を速やかに取得するよう努めること。

## 5 手続き等に関する事項

担当部局 茨城県政策企画部地域振興課 鹿行グループ  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6 県庁10階北側  
電話 029-301-2730 FAX 029-301-2789  
メール chikei3@pref.ibaraki.lg.jp

## 6 提出書類及び提出部数

### (1) 提出書類及び提出部数 ※送付の場合

- |             |       |    |
|-------------|-------|----|
| ①企画提案提出書    | (様式1) | 1部 |
| ②資格要件に係る申立書 | (様式2) | 1部 |
| ③会社概要       | (様式3) | 1部 |
| ④実績調書       | (様式4) | 1部 |

過去10年度以内の同種実績（3 参加者の資格要件（7））及び類似実績を記載すること。  
また、契約内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

- |          |       |    |
|----------|-------|----|
| ⑤業務実施体制  | (様式5) | 1部 |
| ⑥配置予定者調書 | (様式6) | 1部 |

業務担当者及び担当者の指名、経歴、実績等について記入すること。

- |              |  |    |
|--------------|--|----|
| ⑦企画提案書（任意様式） |  | 6部 |
|--------------|--|----|

企画提案書は仕様書を踏まえ作成すること。

用紙はA4版、横書き、文字サイズ11ポイント以上、表紙を除いて15ページ以内とする。

※提出者を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載しないこと。

- |              |  |    |
|--------------|--|----|
| ⑧経費見積書（任意様式） |  | 1部 |
|--------------|--|----|

仕様書及び提案内容に沿って積算した経費別内訳を明記すること（消費税及び地方消費税額を含む）。

- |                |  |    |
|----------------|--|----|
| ⑨会社概要（パンフレット等） |  | 6部 |
|----------------|--|----|

### (2) 提出期限

令和8年5月19日（火）17時まで

### (3) 提出先（担当課）

茨城県政策企画部地域振興課 鹿行グループ  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番地6 県庁10階北側  
電話 029-301-2730 FAX 029-301-2789  
メール chikei3@pref.ibaraki.lg.jp

### (4) 提出方法

電子メールまたは送付（送付記録が残るもの）に限る。

なお、電子メールで提出したときは、電話で到着確認を行うこと。

## 7 質問の受付

本件の内容に関する質問等については、令和8年5月8日（金）17時まで、担当への電子メール（別紙1）にて受け付ける。質問に対する回答は、令和8年5月15日（金）までに質問者に対し電子メールで回答するとともに茨城県入札情報サービスシステムに掲載する。

## 8 その他

### (1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部を免除する。

(2) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。

(5) 採択された企画提案書の著作権は茨城県が承継するものとする。

(6) 契約書の作成要否：要

(7) 企画提案書の審査内容は非公表とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(8) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(9) 委託金額については、採用決定後、見積合わせにより別途決定する。

(10) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。